

令和5年7月6日
松山河川国道事務所国道33号の通行規制基準(連続雨量)を緩和します

国土交通省松山河川国道事務所が管理する国道33号三坂地区^{みさか}における「異常気象時の通行規制区間」について、令和5年7月6日(木)より、通行規制基準(連続雨量)を緩和しますので、お知らせします。

- 区 間 : 国道33号 愛媛県松山市久谷町^{えひめけんまつやましくたにまち}～愛媛県伊予郡砥部町千足^{えひめけんいよぐんとべちようせんぞく}
(L=5.5km)
- 規制基準(連続雨量) : 連続雨量を 250 mm から 300 mm に緩和します。
- そ の 他 : 詳細は別紙をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【NO.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

<問い合わせ先>

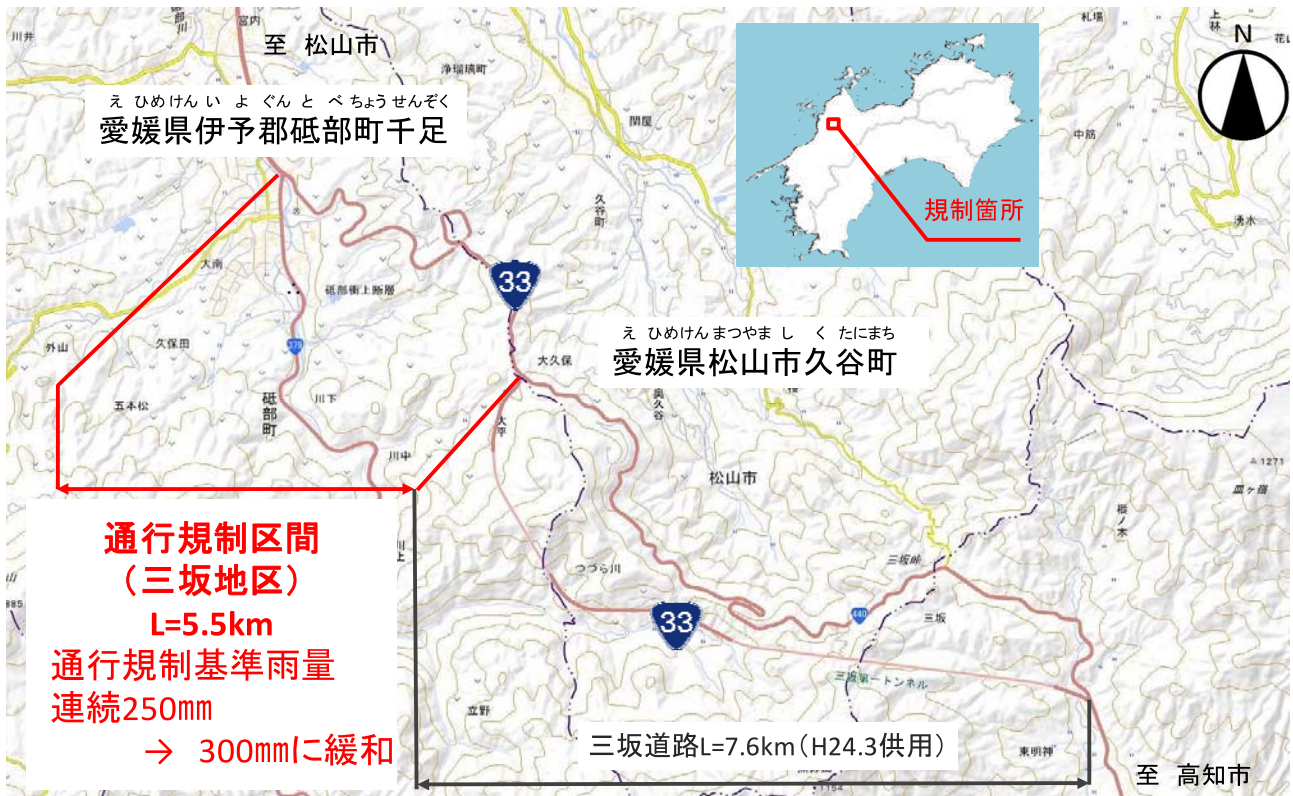
四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話:089-972-0034(代表)

◎ 副所長(道路) 矢野^{やの}裕紀^{ひろき} (内線:205)道路管理第一課長 矢野^{やの}峰^{たかし} (内線:431)松山河川国道事務所 HP <https://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>

松山河川国道事務所 Twitter @mlit_matsukakoku

◎主な問い合わせ先

○国道 33 号三坂地区 異常気象時の通行規制区間



この地図は国土地理院地図を基に編集・加工したものです。

○規制基準雨量改定の経緯

国道 33 号三坂地区は、落石や法面崩落等の危険があるため、異常気象時における事前通行規制区間として設定されています。

現在まで、通行規制基準として連続雨量 250 mmを超過した場合は通行止めを実施していましたが、平成 25 年度までに対策工事を完了し、その後 4 回の基準超過雨量を経ても災害が発生しなかったことから、学識経験者の見解も踏まえ、基準を緩和しても交通の安全に支障がないと判断したものです。

○規制緩和の効果

当該区間は、高知市と松山市を結ぶ唯一の主要幹線道路であるとともに、国道沿線の上浮穴郡久万高原町と松山市を結ぶ重要な路線であり、通勤、通学、通院など日常的な利用が多く、通行規制を行うと生活、経済、医療など、地域社会に与える影響は多大なものとなっています。特に久万高原町は、事前通行規制により孤立することとなり、その影響は大変大きいものです。

交通量も平日 6,609 台/日 (R3、三坂) と多くの方が利用している区間であるため事前通行規制区間の規制基準雨量を連続雨量 250mm から 300mm に緩和することにより通行規制回数は減少し、集落の孤立リスクが大きく減少します。(昭和 51 年以降の通行止めは規制雨量連続 250mm で 10 回発生していますが、規制雨量が連続 300mm だった場合は 4 回にとどまります。)